

行政経営改革プラン重点取り組み項目推進計画

1 重点取り組み項目

(6)－1 情報公開制度等の適正な運用

2 改革の目的

住民との協働のまちづくりを推進していくためには、行政経営の透明性の向上と住民に対する説明責任を果たすことが重要である。養老町情報公開条例は、公文書の公開のほか、情報提供施策の充実を図ることとしており、情報の公表や提供について、個人情報の適正な保護に配慮しながら、住民の利便性向上・行政経営の効率化につながる新たな手法を実施するなど、これまで以上の推進を図る。

3 本部長の願い

情報公開条例や行政手続条例等については、理解している住民は少ないと思われる。これまでの本町の情報公開や情報伝達の手法に課題があるように思われる。住民に信頼される透明で公平・公正な行政を運営するためには、情報公開制度等の適正な運用と内容の充実を図ってほしい。

また、情報公開コーナーの充実を図ることや町ホームページに情報公開コーナーを開設するなど、行政の自主的な情報公開姿勢を示すことも検討してほしい。

4 推進の方策

行政情報の積極的な公表・提供の充実を図るため、まず現状の分析を進めるとともに、先進的な他市町村の取り組みについて調査研究を行う。そして、現在の情報公開及び提供制度について見直しや新たな手法について検討する。また、職員研修等において制度についての理解をさらに深め、全ての職員が円滑かつ適正な運用が図れるようにする。

5 推進計画

この項目については、プライバシーの保護に留意しつつ、情報公開条例に基づき、情報を積極的に公開・提供するシステムを構築する。

検討する項目	H23	H24	H25	H26	H27
1 現状分析・調査研究					
2 職員研修の実施	毎年度 				
3 推進施策の検討					
4 新たな取り組みの実施					
5 取り組みの検証・見直し					